

令和3年度(令和2年分)市・県民税の申告について

西宮市

市税につきまして、平素より格別のご理解とご協力をありがとうございます。

令和3年度の市・県民税(住民税)は、令和2年中の所得等により計算され、令和3年1月1日に居住していた市区町村で課税されます。市・県民税額を正しく計算するためには、市・県民税の申告が必要です。本書を参考に市・県民税申告書を作成してください。

申告しなくてもいい人

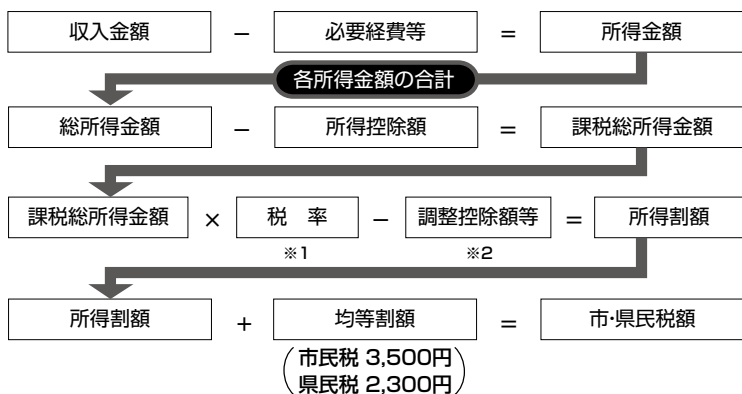
- ① 税務署に所得税の確定申告をされた人
 - ② 給与所得者で、勤務先から本市へ給与支払報告書が提出されている人
 - ③ 年金所得者で、申告する控除が年金から直接引去られた社会保険料(特別徴収)のみの人
- ※納付書または口座引落しで支払った社会保険料(普通徴収)は申告をしないと控除は受けられません。

申告に必要なもの

※いずれも令和2年1月1日～令和2年12月31日までの分が対象になります

1. 源泉徴収票など1年間の収入がわかるもの(給与収入の人で源泉徴収票がない場合は事前にご相談ください。)
2. 生命保険料・地震保険料の控除証明書など
3. 障害者手帳(郵送の場合は写しを添付)、又は障害者控除対象者認定書(郵送の場合も原本提出)
4. 医療費控除又はセルフメディケーション税制の明細書など(領収書の提出・提示は不要になりました。)
5. 雑損控除・寄附金控除を受ける場合にはその領収書など(雑損控除の詳しい必要書類は4ページをご確認ください。)
6. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料の支払証明書(源泉徴収票に記載がある場合には不要)
7. 本人確認書類(以下の①又は②と③の両方。郵送提出の場合それらの写しを添付)
 - ① 個人番号カード(顔写真付きのもの。郵送提出の場合は両面の写しを添付)
 - ② 個人番号通知カード(顔写真なし)
 - ③ 運転免許証・旅券・障害者手帳・保険証のいずれか
8. 扶養親族の個人番号がわかるもの(申告書に記載する必要があります。添付又は提示は不要)
9. 印鑑

市・県民税の計算方法



※1 市民税6%、県民税4%(ただし、分離課税分は除く)

※2 調整控除額等として調整控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割・株式等譲渡所得割、税額調整等が含まれます。

配当割・株式等譲渡所得割が控除しきれない場合は、控除しきれなかった額を均等割額に充当します。

お問い合わせ先

市民税課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
(西宮市役所本庁舎2階)

平日(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)の
午前9時から午後5時30分まで受付します。

お名前の頭文字が

ア～コの方は (0798)35-3203・3216・3267

サ～ニの方は (0798)35-3212・3217・3250

ヌ～ワの方は (0798)35-3202・3204・3205

市・県民税のかからない人(非課税基準)

令和3年度税制改正に伴い、非課税を判定する所得に10万円が加算されます。

- ① 令和2年中(令和2年1月～令和2年12月)の合計所得金額が下記の条件のいずれかにあてはまる人
 1. 同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 45万円以下
 2. 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合
35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+31万円以下
- ② 納税者本人が障害者・寡婦・ひとり親・未成年(平成13年1月3日以降生まれ)で合計所得金額が135万円以下の人

◆合計所得金額とは、総所得(申告書の⑨)と分離配当等所得、土地、建物、株式の譲渡所得など(退職所得などを除く)を合計した金額をいいます。

◆同一生計配偶者とは、納税者本人と生計を一にし、かつ事業専従者や他の納税者の扶養親族となっていない、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者のことです。

◆扶養親族には16歳未満の扶養親族を含みます。

納税の方法

給与から差引(特別徴収)…6月から翌年5月までの12回に分けて事業主が毎月の給与から差引き納税します。

公的年金から差引(特別徴収)…平成21年10月より開始の制度です。65歳以上の方の年金に対する税額を年金から差引きします。開始初年度は10月支給分から差引きします。翌年以降は、4月以降の年金支払月ごとに差引きします。

自分で納付(普通徴収)…市役所から送付される納税通知書で、本人が6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納税します。

その他…給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収及び普通徴収に税額を振り分けて納税します。

受付印

西宮市長 殿 令和3年度(令和2年分)市・県民税申告書

年 月 日 提出

資料番号 新規変更

課税番号 理由CD 01

※太枠内を記入してください

Personal information section including name (西宮 太郎), address (西宮市六湛寺町10-3), and personal number (123456789010).

個人番号(マイナンバー)をご記入ください。

公的年金所得額を求めたら⑦へ転記

申告の際は源泉徴収票等の証明書、各控除に必要な支払証明書を別紙に添付してください

Table for income and deductions (収入金額), including public pension (2583950).

Table for tax codes and other information, with a note '必ず記入してください。' (Must be entered).

Table for income and deductions (所得金額), including medical expense deduction (139653).

Table for social security contributions (健康保険料, 介護保険料, 国民年金).

Table for various deductions (雑損控除, 医療費控除, etc.) and total taxable income (0000).

Table for life insurance and other payments (新契約支払金額, 支払金額).

別添有無

Table for tax status and other details (課税される所得金額, 特定扶養, etc.).

Table for family members (配偶者, 扶養親族) including names, addresses, and birth dates.

個人番号(マイナンバー)をご記入ください。フリガナはフルネームで記入ください。

給与・公的年金に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市・県民税の納税方法

市・県民税申告書の書き方

所得金額は「収入金額－必要経費」で求めます。

申告書の㉗～㉙は収入金額、①～⑧は下記の方法で計算した所得金額を記入してください。

所得の種類		内 容																																																
事業	㉗と① 営業等	小売業、建設業、修理事業、飲食店業、サービス業などの営業から生ずる所得と、弁護士、医師、作家、プロ野球選手、大工、各種外交員などの事業から生ずる所得 必要経費＝収入を得るために必要な経費(申告書裏面の㉘)に記入してください) 所得金額(①)＝収入金額(㉗)－必要経費																																																
	①と② 農業	農産物の生産などから生ずる所得 必要経費＝収入を得るために必要な経費(申告書裏面の㉘)に記入してください) 所得金額(②)＝収入金額(①)－必要経費																																																
収入金額及び所得	㉚と③ 不動産	土地、建物の貸付による地代、家賃、権利金など 必要経費＝収入を得るために必要な経費(申告書裏面の㉘)に記入してください) 所得金額(③)＝収入金額(㉚)－必要経費																																																
	③と④ 利子	公社債、預金の利子等で源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)の対象とならないもの 利子所得(④)＝収入金額(③)																																																
	㉛と⑤ 配当	株式・出資の配当金、剰余金、証券投資信託の分配金 必要経費＝株式等の取得に要した負債の利子(申告書裏面㉘)に記入してください) 所得金額(⑤)＝収入金額(㉛)－必要経費 上場株式等の配当等については、配当金を受け取った時に所得税と住民税(配当割額)が源泉徴収されているため、申告は原則として不要ですが、申告することもできます。申告する場合は、これらの所得を含めて市・県民税を計算し、配当割額を差し引いて納税額を求めます。 なお、上場株式等の配当等を申告する場合は、所得税と異なる課税方式を選択する場合も含め、納税通知書が送達されるときまでに申告が必要です。課税方式を後日変更することは出来ませんのでご注意ください。 非上場株式の配当は、住民税が引去りされていないため申告が必要です。																																																
	㉜と⑥ 給与	給料、俸給、賃金、賞与など 日給、賃金、日雇労働などの人は次の方法で収入金額を計算してください。 日給×1ヶ月の平均労働日数×労働月数 給与所得について税制改正がありました。所得金額は下記の計算表を参照の上、算出してください(申告には源泉徴収票を添付してください)。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与等の収入金額の合計</th> <th rowspan="2">給与所得の金額</th> <th colspan="2">給与等の収入金額の合計</th> <th rowspan="2">給与所得の金額</th> </tr> <tr> <th>から</th> <th>まで</th> <th>から</th> <th>まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">550,999円まで</td> <td>0円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額：A)</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td rowspan="2">給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額</td> <td>1,628,000</td> <td>1,799,999</td> <td>「A×4×60%+100,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>551,000</td> <td>1,618,999</td> <td>1,800,000</td> <td>3,599,999</td> <td>「A×4×70%-80,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,619,000</td> <td>1,619,999</td> <td>1,069,000円</td> <td>3,600,000</td> <td>6,599,999</td> <td>「A×4×80%-440,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,620,000</td> <td>1,621,999</td> <td>1,070,000円</td> <td>6,600,000</td> <td>8,499,999</td> <td>「収入金額×90%-1,100,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,622,000</td> <td>1,623,999</td> <td>1,072,000円</td> <td rowspan="2">8,500,000円以上</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">「収入金額-1,950,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,624,000</td> <td>1,627,999</td> <td>1,074,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>所得金額調整控除①について ※給与等の収入金額が850万円を超えて、次の(1)～(3)いずれかの要件を満たす場合に適用され、上記の給与所得の金額からさらに控除できます。また、この対象となる方の内、公的年金等雑所得がある場合は公的年金等に記載のある所得金額調整控除②も合わせてご参照ください。①のみの場合は申告書の給与収入㉜の隣にある区分に「1」とご記入ください。 (1)納税義務者本人が特別障害者に該当する (2)23歳未満(平成10年1月2日以降生まれ)の扶養親族を有する (3)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する 《所得金額調整控除①の算出方法》 ◆所得金額調整控除①＝(給与等の収入金額-850万円)×0.1 算出結果の小数点以下は切り上げて計算 なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円 所得金額調整控除①の上限は15万円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(2)、(3)の扶養親族や同一生計配偶者(以下、扶養親族等)については、その扶養親族等が他の者の扶養控除等の対象であっても所得金額調整控除を適用することができます。ただし、専従者については対象外となります。</p> </div>		給与等の収入金額の合計		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計		給与所得の金額	から	まで	から	まで	550,999円まで		0円	円	円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額：A)	円	円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,628,000	1,799,999	「A×4×60%+100,000円」で求めた金額	551,000	1,618,999	1,800,000	3,599,999	「A×4×70%-80,000円」で求めた金額	1,619,000	1,619,999	1,069,000円	3,600,000	6,599,999	「A×4×80%-440,000円」で求めた金額	1,620,000	1,621,999	1,070,000円	6,600,000	8,499,999	「収入金額×90%-1,100,000円」で求めた金額	1,622,000	1,623,999	1,072,000円	8,500,000円以上		「収入金額-1,950,000円」で求めた金額	1,624,000	1,627,999
給与等の収入金額の合計		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計		給与所得の金額																																													
から	まで		から	まで																																														
550,999円まで		0円	円	円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額：A)																																													
円	円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,628,000	1,799,999	「A×4×60%+100,000円」で求めた金額																																													
551,000	1,618,999		1,800,000	3,599,999	「A×4×70%-80,000円」で求めた金額																																													
1,619,000	1,619,999	1,069,000円	3,600,000	6,599,999	「A×4×80%-440,000円」で求めた金額																																													
1,620,000	1,621,999	1,070,000円	6,600,000	8,499,999	「収入金額×90%-1,100,000円」で求めた金額																																													
1,622,000	1,623,999	1,072,000円	8,500,000円以上		「収入金額-1,950,000円」で求めた金額																																													
1,624,000	1,627,999	1,074,000円																																																
⑥と⑦ 公的年金等	厚生年金、国民年金、年金基金、恩給等(遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などは含まない)収入が年金の人は、下記の表を参照の上、算出してください(源泉徴収票を添付してください)。公的年金等の控除について税制改正がありました。所得金額は下記の計算表を参照の上、算出してください。 公的年金等雑所得について 公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える方は6ページをご参照ください。 公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>公的年金等収入金額の合計額(A)</th> <th>公的年金等所得額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳以上の人 (昭和31年1月1日以前生まれ)</td> <td>330万円以下</td> <td>(A) -1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>330万円超410万円以下</td> <td>(A)×0.75 -275,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円超770万円以下</td> <td>(A)×0.85 -685,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円超1,000万円以下</td> <td>(A)×0.95 -1,455,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>(A) -1,955,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳未満の人 (昭和31年1月2日以降生まれ)</td> <td>130万円以下</td> <td>(A) -600,000円</td> </tr> <tr> <td>130万円超410万円以下</td> <td>(A)×0.75 -275,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円超770万円以下</td> <td>(A)×0.85 -685,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円超1,000万円以下</td> <td>(A)×0.95 -1,455,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>(A) -1,955,000円</td> </tr> </tbody> </table>		受給者の年齢	公的年金等収入金額の合計額(A)	公的年金等所得額	65歳以上の人 (昭和31年1月1日以前生まれ)	330万円以下	(A) -1,100,000円	330万円超410万円以下	(A)×0.75 -275,000円	410万円超770万円以下	(A)×0.85 -685,000円	770万円超1,000万円以下	(A)×0.95 -1,455,000円	1,000万円超	(A) -1,955,000円	65歳未満の人 (昭和31年1月2日以降生まれ)	130万円以下	(A) -600,000円	130万円超410万円以下	(A)×0.75 -275,000円	410万円超770万円以下	(A)×0.85 -685,000円	770万円超1,000万円以下	(A)×0.95 -1,455,000円	1,000万円超	(A) -1,955,000円																							
受給者の年齢	公的年金等収入金額の合計額(A)	公的年金等所得額																																																
65歳以上の人 (昭和31年1月1日以前生まれ)	330万円以下	(A) -1,100,000円																																																
	330万円超410万円以下	(A)×0.75 -275,000円																																																
	410万円超770万円以下	(A)×0.85 -685,000円																																																
	770万円超1,000万円以下	(A)×0.95 -1,455,000円																																																
	1,000万円超	(A) -1,955,000円																																																
65歳未満の人 (昭和31年1月2日以降生まれ)	130万円以下	(A) -600,000円																																																
	130万円超410万円以下	(A)×0.75 -275,000円																																																
	410万円超770万円以下	(A)×0.85 -685,000円																																																
	770万円超1,000万円以下	(A)×0.95 -1,455,000円																																																
	1,000万円超	(A) -1,955,000円																																																
雑																																																		

所得の種類		内 容
雑	⑥と⑦ 公的年金等	所得金額調整控除②について ※給与所得と公的年金等雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引きます。 《所得金額調整控除額②の算出方法》 ◆所得金額調整控除額②=(給与所得+公的年金等雑所得)-10万円 なお、給与所得及び公的年金等雑所得が10万円を超える場合はそれぞれ10万円 所得金額調整控除②の上限は10万円 上記の所得金額調整控除②に該当する方は申告書の給与収入額⑤の隣にある区分に「2」とご記入ください。また、3ページの所得金額調整控除①及び所得金額調整控除②の両方に該当する場合は区分に「3」とご記入ください。
	②と⑦ その他	原稿料、講演料、生命保険年金、郵便年金など 必要経費=収入を得るために必要な経費(申告書裏面の⑧に記入してください) 所得金額(⑦)=(⑥から算出した公的年金等所得+収入金額(②)-必要経費) マイナスになる時は0円
総合譲渡一時	⑦③④と⑧ 総合譲渡一時	総合譲渡所得……自動車、機械、ゴルフ会員権などの資産(分離課税される土地、建物、株式を除く)の譲渡による所得があてはまります。 一時所得……賞金、懸賞当せん金、生命保険の満期返戻金などがあてはまります。 所得金額(⑧)……(収入金額-必要経費-特別控除額)×1/2 ※総合譲渡所得のうち短期(所有期間5年以下のもの)には1/2を乗じません。 ※特別控除額は50万円か差引金額(収入金額-必要経費)のいずれか小さい方となります。

控除の種類	条件など	控除額																													
⑩ 雑 損	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が生活上必要なものなど、災害・盗難などによって損害を受けた場合(申告書の裏面⑨を参照のうえ算出してください)。 (注)①被害を受けた住宅や自家用車の取得年月と取得価格、更に住宅の場合は床面積がわかるもの、②災害関連支出があればその領収書、③保険金等で補てんされた金額がわかる書類、④り災証明書の写し等被害状況のわかるものをご用意ください。	次のいずれか多い金額 ①(損失金額-保険等により補てんされる金額)-(総所得金額等の10%の金額) ②(災害関連支出の金額-保険等により補てんされる金額)-5万円 ※災害関連支出とは、滅失した住宅、家財を除去するための費用など災害時に関連してやむを得ない支出をした金額をい、①の損失金額にもこれは含まれます。																													
⑪ 医療費 ※右の①、②のうちどちらかを選択	①医療費控除 あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合。 (注)医療費控除の明細書が必要です。 ②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払っており、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として健康診査や予防接種など一定の取組を行っている場合。セルフメディケーション税制を適用する場合は、申告書の医療費控除①の隣にある区分に「1」とご記入ください。 (注)セルフメディケーション税制の明細書と一定の取組を証明する書類が必要です。	①の場合 (支払った医療費-保険等により補てんされる金額)-(総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い金額) ※ただし、200万円が限度です ②の場合 (支払った医療費-保険等により補てんされる金額)-1万2千円 ※ただし、8万8千円が限度です 従来からの領収書による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用はできませんのでご注意ください。適用するためには医療費控除又はセルフメディケーション税制の明細書が必ず必要です。																													
⑫ 社会保険料	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などを支払った場合。 公的年金等から特別徴収されている場合は、本人分のみとなります。 (注)国民年金保険料は証明書などが必要です。	支払額全額																													
⑬ 小規模企業共済等掛金	あなたが、小規模企業共済等掛金又は、確定拠出年金法に基づく掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合。 (注)証明書などが必要です。																														
⑭ 生命保険料控除	新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合の控除 ※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料(新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料)と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料(旧生命保険料、旧個人年金保険料)は、生命保険料控除の控除額の計算方法が異なります。 控除額は8ページの計算書よりご計算ください。																														
⑮ 地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合の控除 ※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど)で平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものについて、あなたが支払った保険料(旧長期損害保険料)がある場合を含みます。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>支払金額 (円)</th> <th>控除額 (円)</th> <th>あなたの支払額計</th> <th>あなたの控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料</td> <td>～50,000</td> <td>支払金額×1/2</td> <td rowspan="2">円</td> <td>イ (最高25,000円)</td> </tr> <tr> <td>50,001～</td> <td>25,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険料</td> <td>～5,000</td> <td>支払金額の全額</td> <td rowspan="3">円</td> <td>ロ (最高10,000円)</td> </tr> <tr> <td>5,001～15,000</td> <td>支払金額×1/2+2,500</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>15,001～</td> <td>10,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>イとロの両方ある場合</td> <td></td> <td>イとロの控除額の合計</td> <td></td> <td>イ+ロ (最高25,000円) 円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	支払金額 (円)	控除額 (円)	あなたの支払額計	あなたの控除額	地震保険料	～50,000	支払金額×1/2	円	イ (最高25,000円)	50,001～	25,000	円	旧長期損害保険料	～5,000	支払金額の全額	円	ロ (最高10,000円)	5,001～15,000	支払金額×1/2+2,500	円	15,001～	10,000	円	イとロの両方ある場合		イとロの控除額の合計		イ+ロ (最高25,000円) 円	
支払保険料	支払金額 (円)	控除額 (円)	あなたの支払額計	あなたの控除額																											
地震保険料	～50,000	支払金額×1/2	円	イ (最高25,000円)																											
	50,001～	25,000		円																											
旧長期損害保険料	～5,000	支払金額の全額	円	ロ (最高10,000円)																											
	5,001～15,000	支払金額×1/2+2,500		円																											
	15,001～	10,000		円																											
イとロの両方ある場合		イとロの控除額の合計		イ+ロ (最高25,000円) 円																											
	地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合は、その合計額が控除金額となります。 一つの損害保険契約等において、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、選択により、地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けられます。 (注)控除証明書などが必要です。※ただし、25,000円が限度額です。																														

控除の種類	条件など(令和2年12月31日で判定)	控除額																																																					
所得控除 (本人該当及び配偶者・扶養)	<p>寡婦(夫)控除について税制改正がありました。以下の表をご参照ください。 ※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方はひとり親控除及び寡婦控除の適用はできません。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>配偶者関係</td> <td>死別</td> <td>離別</td> <td>未婚</td> <td>死別・離別・未婚</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">本人女性</td> <td>本人合計所得</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:「子」有り</td> <td>30万円(ひとり親)</td> <td>30万円(ひとり親)</td> <td>30万円(ひとり親)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:「子以外」有り</td> <td>26万円(寡婦)</td> <td>26万円(寡婦)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:無し</td> <td>26万円(寡婦)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">本人男性</td> <td>配偶者関係</td> <td colspan="2">死別・離別・未婚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人合計所得</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養親族:「子」有り</td> <td>30万円(ひとり親)</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養親族:「子以外」有り</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養親族:無し</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		配偶者関係	死別	離別	未婚	死別・離別・未婚	本人女性	本人合計所得	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円超	扶養親族:「子」有り	30万円(ひとり親)	30万円(ひとり親)	30万円(ひとり親)	-	扶養親族:「子以外」有り	26万円(寡婦)	26万円(寡婦)	-	-	扶養親族:無し	26万円(寡婦)	-	-	-	本人男性	配偶者関係	死別・離別・未婚				本人合計所得	500万円以下	500万円超			扶養親族:「子」有り	30万円(ひとり親)	-			扶養親族:「子以外」有り	-	-			扶養親族:無し	-	-			
		配偶者関係	死別	離別	未婚	死別・離別・未婚																																																	
本人女性	本人合計所得	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円超																																																		
	扶養親族:「子」有り	30万円(ひとり親)	30万円(ひとり親)	30万円(ひとり親)	-																																																		
	扶養親族:「子以外」有り	26万円(寡婦)	26万円(寡婦)	-	-																																																		
	扶養親族:無し	26万円(寡婦)	-	-	-																																																		
本人男性	配偶者関係	死別・離別・未婚																																																					
	本人合計所得	500万円以下	500万円超																																																				
	扶養親族:「子」有り	30万円(ひとり親)	-																																																				
	扶養親族:「子以外」有り	-	-																																																				
扶養親族:無し	-	-																																																					
①6 勤労学生	<p>あなたが、下記の3つの条件すべてに当てはまる場合。 ①各種学校などの生徒である(学生証などが必要)。 ②合計所得金額が75万円(給与だけの人は収入金額130万円)以下である。 ③②の所得金額のうち、自己の勤労によらない所得金額が10万円以下である。</p>	26万円																																																					
①7 障害者	<p>あなたや、あなたが扶養している配偶者や親族が障害者の場合。 ①特別障害者…障害者のうち重度障害がある人。 (例)○身体障害者手帳1級又は2級の人 ○療育手帳A判定の人 ○精神障害者保健福祉手帳1級の人 ○市区町村により特別障害者の認定を受けた人 ②普通障害者…①以外の障害者。 (注)障害者手帳などの証明書が必要です。</p>	<p>特別障害者……30万円 普通障害者……26万円 (特別障害者であなたと同居している場合は、23万円を加算した額となります)</p>																																																					
①8 配偶者	<p>あなたと生計を一にする配偶者で、事業専従者にも他の納税者の扶養親族にも該当せず、令和2年中の合計所得金額が48万円以下(給与収入のみで103万円以下の人)^(※)の場合、あなたの所得金額に応じた配偶者控除を受けることができます。ただし、あなたの令和2年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けることができません。(平成31年度市・県民税から) ※下線の条件を満たし申告された配偶者は、同一生計配偶者といえます。この同一生計配偶者はあなたの合計所得金額に関わらず、非課税判定の人数に含まれ、同一生計配偶者が障害者である場合には、障害者控除も受けられます。</p>	控除額の一覧表など詳しくは8ページをご覧ください。																																																					
①9 配偶者特別	<p>あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者や他の納税者に扶養されている人は除きます)の令和2年中の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合、配偶者特別控除を受けることができます。ただし、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。また、配偶者特別控除を夫婦の間で互いに受けることはできません。控除額については、あなたの所得と配偶者の所得の両方によって決まります。 ※配偶者控除との併用は出来ません。</p>																																																						
①20 扶養(配偶者を除く)	<p>あなたと生計を一にする親族で、令和2年中の合計所得金額が48万円以下の場合、扶養控除を受けることができます。ただし、所得が範囲内であっても事業専従者とした人や他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている人については控除を受けることができません。 ※平成24年度より16歳未満の者に対する扶養控除(33万円)及び16歳から18歳までの控除対象扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止されました。 ※扶養親族が障害者である場合は、障害者控除も受けられます。(16歳未満も可)</p>	<p>16歳未満の人(年少) (平成17年1月2日以降生まれの人) ……0万円 16歳～18歳、23歳～69歳の人(一般) (平成14年1月2日～平成17年1月1日、昭和26年1月2日～平成10年1月1日生まれの人)…33万円 19歳～22歳の人(特定) (平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれの人)…45万円 70歳以上の人(老人) (昭和26年1月1日以前生まれの人) ……38万円 70歳以上の同居の父母など (昭和26年1月1日以前生まれの人) ……45万円</p>																																																					
①21 基礎控除	<p>基礎控除について税制改正がありました。 基礎控除額が10万円引き上げられました。 また、合計所得金額が2,400万円を超えるとその増加に伴い控除額が段階的に減少し、2,500万円を超える場合は、基礎控除額の適用はできないこととされました。</p>	<p>合計所得金額⑨が 2,400万円以下の場合 ……43万円 合計所得金額⑨が 2,400万円超2,450万円以下の場合 …29万円 合計所得金額⑨が 2,450万円超2,500万円以下の場合 …15万円 合計所得金額⑨が 2,500万円超の場合 ……0万円</p>																																																					

税額控除	⑥ 寄附金(申告書裏面に記入)	(1)地方公共団体(ふるさと寄附金)、(2)兵庫県共同募金会、(3)日本赤十字社兵庫県支部、(4)兵庫県が条例で指定した団体等(県民税)、(5)西宮市が条例で指定した団体(市民税)に対し、いずれも2千円を超える寄附を令和2年中にした場合。 (注)領収書などの証明が必要です。
------	-----------------	--

税制改正のお知らせ

税制改正により令和3年度(令和2年分)から主に下記の点が変更になります。

●給与所得控除の見直し

給与所得控除が一律10万円引き下げられました。

また、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。給与所得の算出方法につきましては3ページをご参照ください。

●所得金額調整控除の創設

給与所得控除などの見直しが行われましたが、子育て世帯や介護世帯にはできるだけ負担が生じないよう、所得金額調整控除が創設されました。

所得金額調整控除には、

- ① 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除
 - ② 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除
- があります。いずれも給与所得の金額から一定の金額を控除する制度です。
①及び②両方の条件に該当する場合はどちらの控除も適用することができます。

①についての算出方法につきましては3ページをご参照ください。

②についての算出方法につきましては4ページをご参照ください。

●公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。

公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金控除額について、195万5千円が上限とされました。公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、公的年金等控除額を引き下げることとされました。

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の方の算出方法については3ページをご参照ください。

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える方は以下の表をご確認ください。

年金受給者の年齢	公的年金等収入金額の合計額(A)	公的年金等に係る雑所得の金額の算出方法	
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	
		1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳以上の人 (昭和31年1月1日 以前の人)	330万円以下	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
	330万円超410万円以下	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
	410万円超770万円以下	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
	1,000万円超	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
65歳未満の人 (昭和31年1月2日 以降生まれ)	130万円以下	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
	130万円超410万円以下	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
	410万円超770万円以下	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
	1,000万円超	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

●基礎控除の見直し

基礎控除額が10万円引き上げられました。

また、合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その増加に伴い控除額が段階的に減り、2,500万円を超える場合については、基礎控除額の適用はできないこととされました。各所得区分における控除額については4・5ページをご参照ください。

●扶養控除等の所得金額要件の見直し

扶養控除等の合計所得金額の要件が見直されました。

要件等	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	合計所得金額48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	合計所得金額48万円超133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	合計所得金額75万円以下

●ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の見直し

婚姻歴や性別に関わらず、総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子(他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされていない人)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用します。ひとり親控除の創設に伴い、令和3年度から「特別寡婦控除」「寡夫控除」は廃止となります。

寡婦控除については、引き続き控除額26万円を適用されますが、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限(合計所得金額500万円以下)を設定します。

ひとり親控除、寡婦控除のいずれにおいても住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外とします。

ひとり親控除・寡婦控除の控除額は5ページをご参照ください。

●寄附金控除の見直し

○新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となった文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、文部科学大臣から認定を受けたもの(所得税の寄附金控除の対象)についてその行事の入場料金等払戻請求権の全部又は一部を令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に放棄した場合には、その放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(上限20万円)の寄附金を支出したものとみなして、個人の市・県民税についての寄附金税額控除の規定を適用します。また、令和2年2月1日から令和2年10月31日の間に既に払い戻しを受けている場合でも、令和3年1月29日までに寄附をすることで対象になります。なお、これは西宮市及び兵庫県の条例により指定された寄附金となります。

※税額控除の適用には、行事主催者に対し、入場料金等の払い戻しを受けない旨を申請し、発行される証明書(「**指定行事証明書**」及び「**払戻請求権放棄証明書**」)を添付の上、申告をしてください。

詳しくは文化庁・スポーツ庁のホームページをご覧ください。

・チケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇を受けられる制度(文化庁)

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/covid19_info/donate.html

・チケットの払戻請求権の放棄を寄附金控除の対象とする税制改正(スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00002.html

○新型コロナウイルス感染症対策に日々奮闘いただいている医療従事者等に対して、勤務環境改善等の支援事業を実施するため、令和2年4月27日から公益財団法人兵庫県健康財団に創設された「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」への寄附については、西宮市及び兵庫県の条例により指定された寄附金となります。

詳しくは兵庫県ホームページをご覧ください。

・ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金の創設～新型コロナウイルスと闘う人たち応援プロジェクト～

<https://hyogo-kikin.jp/>

○配偶者控除額一覧表

控除を受ける納税者本人の合計所得金額 ※()内は所得金額調整控除を加味せずに 給与収入金額に換算した額を表示	控除額	
	一般の配偶者 (昭和26年1月2日以降生まれの70歳未満の人)	老人配偶者 (昭和26年1月1日以前生まれの70歳以上の人)
900万円以下 (1,095万円以下)	33万円	38万円
900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	11万円	13万円
1,000万円超 (1,195万円超)	適用なし	適用なし

配偶者控除を受けられるのは上の表のとおり、合計所得金額1,000万円以下の納税者のみですが、前年合計所得金額が48万円以下で、扶養の条件を満たす配偶者は、納税者の所得に関わらず**同一生計配偶者**として申告することができ、今までどおり扶養親族に数えられます。したがって市県民税の非課税判定の人数に含まれ、同一生計配偶者が障害者に該当する場合はその障害者控除を受けることもできます。

○配偶者特別控除額一覧表

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額 ※()内は所得金額調整控除を加味せずに給与収入金額に換算した額を表示		
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)
※()内は給与収入金額に換算した額を表示 配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下 (103万円超 155万円以下)	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下 (155万円超 160万円以下)	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下 (160万円超 166万8千円未満)	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下 (166万8千円以上 175万2千円未満)	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下 (175万2千円以上 183万2千円未満)	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下 (183万2千円以上 190万4千円未満)	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下 (190万4千円以上 197万2千円未満)	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下 (197万2千円以上 201万6千円未満)	3万円	2万円	1万円

配偶者の合計所得金額が48万円(給与収入のみの場合、103万円)を超えた場合は、扶養の人数には含まれません。したがって、市県民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障害者であっても、障害者控除の対象にはなりません。

生命保険料控除の計算書 申告書記入の際には、この計算書をご利用ください。

区分毎の支払保険料額を記入			控除額を計算			
一般生命 保険料	新契約分 の合計額	A 円	Aの額を新契約の表にあてはめて計算した金額→	a(最高28,000円) 円	計(a+b)→	f(最高28,000円) 円
	旧契約分 の合計額	B 円	Bの額を旧契約の表にあてはめて計算した金額→	b(最高35,000円) 円	bとfのいずれか 大きい金額	g 円
個人年金 保険料	新契約分 の合計額	C 円	Cの額を新契約の表にあてはめて計算した金額→	c(最高28,000円) 円	計(c+d)→	h(最高28,000円) 円
	旧契約分 の合計額	D 円	Dの額を旧契約の表にあてはめて計算した金額→	d(最高35,000円) 円	dとhのいずれか 大きい金額	i 円
介護医療 保険料	新契約分 の合計額	E 円	Eの額を新契約の表にあてはめて計算した金額→			e(最高28,000円) 円
新契約分…平成24年1月1日以後契約分 旧契約分…平成23年12月31日以前契約分 ※申告書と区分の並びが異なりますのでご注意ください。						計(g+i+e) (最高70,000円) 円
生命保険料控除額						

新契約分(平成24年1月1日以後契約)	
年間の支払保険料等	控除額
～12,000円	支払保険料の全額
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
56,001円～	28,000円

旧契約分(平成23年12月31日以前契約)	
年間の支払保険料等	控除額
～15,000円	支払保険料の全額
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
70,001円～	35,000円